

# 湖西市建設工事成績評定要領

## (目的)

- 1 この要領は、湖西市の発注する建設工事成績評定（以下「評定」という。）について、厳正かつ適格な評定の実施を図り、もって建設業者の適正な選定及び指導育成に資するために必要な事項を定めるものとする。

## (評定の対象)

- 2 評定の対象は、湖西市の発注する建設工事のうち、1件の予定価格が130万円以上のものとする。

## (評定者)

- 3 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、当該工事の検査員並びに担当監督員及び主任監督員とする。

## (評定の方法)

- 4 評定は、工事の施工状況、目的物の品質等について、工事ごと、評定者ごとに独立して、的確かつ公正に行うものとする。

## (評定の結果)

- 5 評定の結果は、別に定める工事成績評定表（以下「評定表」という。）に記録するものとする。

## (評定の時期)

- 6 検査員にあつては完成検査（既済部分検査を含む。）を実施したとき、担当監督員及び主任監督員にあつては、工事が完成したとき、それぞれ評定を行うものとする。

## (評定表の提出)

- 7 評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく、市長に評定表を提出するものとする。

## (評定結果の通知)

- 8 市長は、7の規定による評定表の提出があつたときは、遅滞なく、当該工事の受注者に対し、評定の結果を通知するものとする。

## (評定の修正)

- 9 市長は、8の規定による通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

## (修正評定結果の通知)

- 10 市長は、9の規定による修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該工事の受注者に通知するものとする。

(説明請求等)

- 11 8又は10の規定による通知を受けた者は、通知を受けた日から換算して14日以内に、書面により、市長に対して評定の内容について説明を求めることができる。

(説明請求等の回答)

- 12 市長は、11による説明を求められたときは、書面により回答するものとする。

(成績不良工事の報告)

- 13 工事検査員は工事成績が64点以下となった場合には、成績不良工事報告書(様式第1号)により、湖西市建設業者等選定委員会要綱(昭和52年湖西市告示第71号)第1条に規定する湖西市建設業者等選定委員会に報告するものとする。

### 工事成績ランク表

ランク	概 評	工事成績
A	特に優れているもの	100～86点
B	優良であるもの	85～77点
C	普通であるもの	76～69点
D	やや劣るもの	68～61点
E	劣るもの	60点以下

附 則 (平成22年2月24日制定)

この要領は、平成22年3月23日から施行する。

附 則 (平成25年2月28日改正)

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日改正)

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号

年 月 日

建設業者等選定委員会  
委員長 \_\_\_\_\_ 様

契約検査室長 \_\_\_\_\_

## 成績不良工事報告書

受注者	
工事名	
工事箇所	
検査年月日	
検査員職氏名	
(成績不良となった理由)	